

副 所 長
研 究 幹 事
各 部 長 殿
戦史研究センター長
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

防衛研究所におけるパワー・ハラスメントの防止等について（通達）

標記について、パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第17号。以下「訓令」という。）及びパワー・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（通達）（防人服（事）第99号（28.3.28）。以下「運用通達」という。）によるほか、訓令第9条の規定に基づき、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 教育等

- (1) 企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「部長等」という。）は、監督者及び相談員に指定されている者に対して、パワー・ハラスメントの防止等に関する教育等に参加させ、相談体制等の強化を図るものとする。
- (2) 企画部総務課長（以下「総務課長」という。）は、防衛研究所の職員（以下「職員」という。）に対して、パワー・ハラスメント防止週間、新着任者教育等の機会を捉え、パワー・ハラスメントの防止等に関する事項について教育等を実施するものとする。

2 通報及び相談への対応

- (1) 相談員は、職員の中から指名し、そのうち1名を総括相談員とする。
- (2) 総括相談員は、総務課長をもって充てる。
- (3) 総務課長は、部長等に対して、相談員名簿を別紙様式により通知するものとする。
- (4) 相談員は、通報及び相談に適切に対応するために、相互に連携・協力するとともに、総括相談員から必要な助言等を得るものとする。

3 その他

この通達の実施に関し必要な事項は、企画部長が定めるものとする。

